

第十六回 参議院外務委員会會議録第十一号

昭和二十八年七月十四日(火曜日)午後二時五十二分開会

委員の異動
七月十三日委員橘原彦君辞任につき、その補欠として河井彌八君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 佐藤 尚武君
理事 德川 頼貞君
佐多 忠隆君
加藤 シヅエ君

委員

草葉 隆園君
古池 信三君
高良 とみ君
中田 吉雄君
羽生 三七君
鶴見 祐輔君
杉原 荒太君

政府委員

外務政務次官 小瀧 彬君
外務大臣官房長 大江 晃君
外務省条約局長 下田 武三君
特許庁長官 長村 貞一君
事務局側 常任委員会専門員 神田襄太郎君

本日の會議に付した事件

○千九百二十五年六月二日ワシントンで千九百二十五年十一月六日にハーグで、及び千九百三十四年六月二日にロンドンで修正された貨物の原産

地産偽表示の防止に関する千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定の加入について承認を求めめるの件(内閣提出・衆議院送付)
○国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律案(内閣提出・衆議院送付)
○在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○委員長(佐藤尚武君) 只今より外務委員会を開きます。

本日の議題は公法掲載の通りであります。先ずマドリッド協定の加入について承認を求めめるの件を議題といたします。質疑のあるかたは順次御発言を願います。

○羽生三七君 昨日もちよつとお尋ねしたのでありますが、この原産地産偽表示防止を目的として適当な施策を講じて不正競争を防止するということとは、もとより異議のないことで賛成であります。この協定の内容を見ると、ぶどう酒とか或いはぶどうという特定の産物が前面に出て来るわけで、そういうことになると、他に一般の協定と言いますか、すべての物資に対する不正競争防止の何らかの取極めが当然あると思ひますが、そういうもので満たされないものとして、特殊な協定としてこういうものが出て来ましたのですか、その辺ちよつと事情を承わりたいと思ひます。

○政府委員(下田武三君) 昨日も申し上げました通り、この協定はフランスでございまして、ボルトガルでございまして、ぶどう酒の生産国の主唱でございまして、ほかの一般の問題につきましても、万国工業商標権連盟条約で商標権の侵害の問題として公訴されるわけでありまして、従いまして、この工業商標権の一般条約に対する特別条約としてぶどう生産国が、特にぶどうはどの国でも大体作れるもので、従つて、そのぶどうから酒を作るといふこともどの国でもやることであり、とかく名の知れておるシャンパンとかボルドーという言葉を使いますので、その弊に堪えかねてぶどう生産国が主唱してこの条約を作つた、という特殊な事情があるわけでございます。

○羽生三七君 大体了解しましたが、そうすると、他の協定で満たされないものがぶどう生産国にあるために、特殊な立法としてこういう協定を提唱して来た、この解釈はいいのですか。

○政府委員(下田武三君) 無論それらの国々の主目的はそこにあるのでございしますが、単に国際条約としてぶどう生産物だけを取上げて、如何に特別の問題だけを取上げて条約を作るには余り問題の範圍が狭過ぎますので、この協定の建前は一般に原産地産偽表示を防止する即ち、ぶどう生産物に限らず一般に産偽表示を防止するという建前になつております。ただぶどう生産物に

特に重きをおいておると見られます点は、昨日も申し上げましたように、第四条でぶどう生産物であればたとえその名前が通有性を持つておるといたしましても、各国の裁判所は、あれは通有性を持つておる名称だからいいのだというふうな判決はしてはいかんという第四條の特別の規定だけについて、ぶどう生産物が特殊の地位を持つておるわけでありまして、従いまして、ほかの条約はすべての原産地産偽表示を防止するというのが建前になつております。

○委員長(佐藤尚武君) ほかに質疑はありませんか。

○高良とみ君 この条約によつて、日本のようなぶどうの生産額がそう多くない国として非常に利益を得ることがあるのではありませんか。

それからもう一つは、これに参加しておらないアメリカなどから各種の飲料品が日本に入つて来ておりますが、それらの商品のレタテルについては万国工業商標権として保護するものであつて、十分に国内の飲料品の販売の状態は保護され得るのでありまして、うか、その二つをお伺いしたい。

○政府委員(上田武三君) ぶどう生産物につきましては、日本でも有名な甲州ぶどう酒がありますので、やはり産偽表示を使うという規定は絶無ではないと思ひますが、併しなからヨーロッパのぶどうの生産国に比べましては、日本のぶどう生産物の保護の重要性というよりは比較にならんほど小さいのは事実であると思ひます。

なお、アメリカその他この協定に入つておらない国があるか、そういう国との間の保護はどうなるかと申しますと、これは原産地産偽表示の防止ということは何もこの条約に限りませんが、例えて申しますと二国間の条約でもございまして、今日御審議願います日米通商航海条約でも、原産地産偽表示防止の規定がございまして、そういう二国間の条約がない場合においても、多くの国の国内法は殆んど例外なしに、税関でそういういつわりの原産地産偽表示防止を附した貨物を差押えたりとか、輸入を禁止するといふ措置をとつておられますので、たとえこの協定の当事国になつていない国との間におきまして、国内法において或いは二国間の通商条約によりまして防止の手段はたくさんあるわけでございます。

○委員長(佐藤尚武君) ほかに御質疑はございませんか。別に御発言もないようでありますから質疑は尽きたものと認めて御異議を言ひませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて質疑は終了したものと認めます。これより討論に入ります。御意見のあるかたはそれと賛否を明らかにして御発言を願います。

られました。本件の場合事情参酌すべき点もあることは認めますけれども、本来条約が対外的には確定して効力を発生してしまつた後に至つて国会の承認を求めるといふことは、憲法の第二章並びにその精神に鑑みまして妥当を欠くと思ひますので、本件の承認が今後の先例とすべきものではないといふことはつきりすべきだといふ意見を委員会に提出して、はつきりさしておく必要があるという私の見解でございます。

○羽生三七君 私この協定には異議はありませんが、只今の杉原委員の御発言の通り、事後承認というより形が今後の先例にならないといふ只今の御発言を何らかの形で当委員会できりまとめて下さるというのを前提にして、本件に賛成をいたします。

○委員長(佐藤尚武君) ほかに御発言はございませんか。

○高良とみ君 私この協定を承認することに異議はございません。ただ希望をいましては、日本その他の国が守るやうな国際的な信義にかかわる条約に対して、アメリカその他未加盟国がやはり入るやうにして、各国間にある原産地からの貨物が正しく消費者に保証をもつて示されるやうに、今後とも外務省及び政府において努力の上進められることを希望いたします。実情から申しますと、いま日本の国内にありまする飲料水その他においてかなり混乱状態がありますので、特にこのことを希望して今後の努力を期待して賛成いたします。

○委員長(佐藤尚武君) ほかに御発言はございませんか。では……別に御発言もないやうでありますから、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(佐藤尚武君) 御異議ないものと認めます。ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(佐藤尚武君) 速記を始めて下さい。

それでは採決に入ります。千九百二十五年十一月六日にヘーグで、及び千九百三十四年六月二日にロンドンで修正された貨物の原産地虚偽表示の防止に関する千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定への加入について承認を求めるの件を採決いたします。本件を承認することに賛成のかたの挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○委員長(佐藤尚武君) 全会一致であります。よつて本件は承認すべきものと決定せられました。

次に只今討論中に杉原、羽生両委員より動議として提出されました附帯決議を採決いたします。本件について杉原、羽生両委員提出に係る附帯決議を行ふことに賛成のかたの挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○委員長(佐藤尚武君) 多数と認めます。

○草葉隆國君 その趣旨が私にはつきりしておらない。そこで採決が済みましてから、私も採決のあとにこれを一、十分御検討頂きたい。そこで趣旨によつては賛成しますし、趣旨によつては反対せざるを得ない。私はこ

れは政治的に考へての附帯決議であるならば賛成しても結構である。ところがそうではないに、立法的な法律論から言つたらこれは憲法と違つて来る。附帯決議は憲法の七十三條に、内閣の行為といたしまして条約の締結権を内閣に与えております。ただその場合に事後又は事前に国会の承認を受くべしとある。そうすると、若しこの附帯決議が今後事後はいかないで、事前にやるやうに努力をせよという意味なら、これは賛成しても私は何にも異議はありませんが、今後一切これは前例にしない、今後の条約は全部事前じやないといかないぞとなつて、憲法に明記してある考へとは違つて来る。これを承わつてないといふのは無意義じやないかと思ふ。

○委員長(佐藤尚武君) 今の草葉委員の御発言は草葉委員が採決に加わらなかつた、つまり不賛成であつたといふそのモチーフの御説明であらうと思ひます。というのは、先ほど採決に入つて差支えないかといふことについて、私は草葉委員にはそうはつきりは申しませんでしたが、その意味では申しよつと時間をおいて採決に入つたのであります。その際には草葉委員から御反対がなかつたので今採決に入り、且つ又多数の挙手があつたのであります。それに対して草葉委員から、今自分のとられた態度に対する説明として、付言されたのだらうと、こう思ひます。採決は採決としてもはやこれは

憲法に成立したものと認めざるを得ないのであります。草葉委員の今の御説明は、これは勿論會議録には載りませんが、採決のあとで又ここで意見の交換をするといふことも残されておると思ひますけれども、採決はすでに済んだものと私としては認めざるを得ないのでありますからして、どうぞ御了承をお願いしたいと思ひます。

○羽生三七君 先ほど御提案になつた杉原委員に何かお考えがあつたらこの際承わつて、それから御協議願つたら如何でございませうか。

○委員長(佐藤尚武君) 採決はすでに済んだものとしまして、ここにはつきりそのことを會議録にとどめる必要があると思ひます。そのあとで……

○委員長(佐藤尚武君) 採決はすで済んだものとしまして、ここにはつきりそのことを會議録にとどめる必要があると思ひます。そのあとで……

○委員長(佐藤尚武君) 採決はすでに済んだものとしまして、ここにはつきりそのことを會議録にとどめる必要があると思ひます。そのあとで……

○委員長(佐藤尚武君) 採決はすでに済んだものとしまして、ここにはつきりそのことを會議録にとどめる必要があると思ひます。そのあとで……

○委員長(佐藤尚武君) 採決はすでに済んだものとしまして、ここにはつきりそのことを會議録にとどめる必要があると思ひます。そのあとで……

○委員長(佐藤尚武君) 採決はすでに済んだものとしまして、ここにはつきりそのことを會議録にとどめる必要があると思ひます。そのあとで……

○委員長(佐藤尚武君) 採決はすでに済んだものとしまして、ここにはつきりそのことを會議録にとどめる必要があると思ひます。そのあとで……

多数意見者署名

加藤シヅエ	杉原 荒太
羽生 三七	鶴見 祐輔
徳川 順貞	高良 とみ
古池 信三	草葉 隆國
中田 吉雄	佐多 忠隆

○委員長(佐藤尚武君) 次に、国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律案を議題といたします。質疑のあるかたの御発言を願ひます。

○羽生三七君 この法律の内容に該当するやうな事例が最近何かありましたら一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(大江昇君) 平和条約が発効いたしましたから今日までにやういふ事例の例といたしましては、昭和二十七年に退官をいたしました日本人七名がシンガポールに保護されております。これが困窮いたしましたので旅費が出せないといふことで、当時の日本におります英連邦の代表部から日本政府に対して送還方の請求がございまして外務省から経費を出しまして送還をいたしました。

その後中共から香港に引上げました親子三名が、香港で船持ちの間に金がなくなりましてどうしてか歸れないといふので、これも同様な措置をとりまして、この場合は一時香港政府で滞在費を立替えてございまして、その後刻政府がこれを弁済いたしました。

それからヨーロッパにおきましては、終戦前から長くつと向うに滞在しておりました日本人の一人が精神病者になりました。ドイツで病院に入つた。これに対しましてたまたま日本に

いします。

参りましたドイツのお坊さんからこう
いう人があるという通知がございまし
て、留守宅その他身寄りもそれを歸す
だけの負担能力がないということ政
府から旅費を送金いたしまして帰国さ
した例がございます。

これは最近でございするが、スベ
インに興行に多分行つた人だと思いま
すが、それがうまく行きませんので歸
る旅費に困りましてスペインの大使館
がら連絡がございまして、これも政府
の費用で歸しました。

又フランスにおきましては、やはり
長く向うに行つておつた連中で四名ば
かり生活の糧が十分でない、フランス
政府に迷惑をかけるというような者が
四名ございまして、これもいづれも政
府の費用で歸しました。

それから最近日本の漁船で海難いた
しまして、インドに漂流して、これも
金がないというわけで政府の費用で送
還した者が二十三名ございまして、こ
れが大体沖繩の出身者のものでござい
ます。

今まで判明いたしました例は大体以
上のようなものでございしますが、だ
ん海外の渡航者も殖えましてこの種
の該当者がふえて参るのではないか、
こう考へております。

○杉原虎太郎 此の法案の一番おしま
いのほうに領事官の職務に関する法律
を廃止するとの案がありますが、あれは全
部一掃的に廃止してしまつて支障ない
ようにほかの各事項について今までの
法律で賄えるようになっております
か。

○政府委員(大江昇君) お説のように
大体領事官の職務に関する法律は、中
国におきまする領事裁判の事項が非常

に多いのでございまして、これが現在
のところすでに實際の必要がなくなつ
ておりますので、ほかには大体新らし
い法律ですでにカバーいたしております
もので、実体的に必要なもののだ
け残つておりますから一括廃止する
ことになりました。

○委員長(佐藤尚武君) ほかに御発言
ございせんか。

○高良とみ君 各国ともこういう問題
があると思ふのでありますが、これは
國際的な赤十字或いは更にほかの法律
との關係がどうなつてゐるかを伺いた
いのでありますが、と申しますのは、
は、各国ともこういう法律を持つてい
るだらうと思ひますが、それを或る程
度まで國際赤十字等が世話をしてくれ
る、そうしてあとでこれを國が償還す
るというふうな形が行われるかどう
か。

○政府委員(大江昇君) 各国の例につ
きまして詳細な資料はないのでござい
ますが、大体今日までの國際慣行とい
たしまして、その國におきまする外國
人に強制退去を命ずる、送還をさせて
ほしいという場合には、その外國人の
とどまつてゐる國の政府といたしまし
ては、送還費用を負担いたしておらな
いのでございまして、これはみんな被
送還者の國がその國の法律によつてこ
れを受持つということになつておりま
す。又お話の國際赤十字の場合は、戦
時その他のときにいろいろ面倒をみる
ということでありまして、平時におき
ましては、只今申上げたように被送還
者の所屬國の政府が大体負担いたして
おります。ただ特殊の或るケースとし
て、或る國が特別に自分のほうでも金
を出して送つてやるといふような場合

は、これは勿論あるわけではございま
す。

○高良とみ君 例へば先ほど御説明の
あつた海難後インドに救済された船
員、或いは香港に來て船待ちをしてお
つたといふような場合には、まだ講和
が發効しない前であればこれは準戦時
状態だと思ふのでありますが、そうい
う場合に好意を以て支払つてくれたわ
けと了承しますが、あの香港などの
場合は、歸還させられたほうの人は別
にそういう運命になるとは思ひなかつ
たのですけれども、このことはしばし
ば訴えを聞くのですが、来るべきはず
の船が一週間、二週間も待つても來な
い、そのために金を使つてしまつたと
いふ場合もあるもので、最近はそのに日
本の外交機關ができておりますから
いふやうなもの、そういう場合にや
はり香港の或いは英國の代理機關がこ
れをよく世話をしてくれると期待して
いいのであります。これは國際問題
になると思ひますけれども。

○政府委員(大江昇君) お話の場合は
多分領事館なり大使館なりがない所だ
らうと思ふのでありますが、この場合
に日本との外交状態と申しまするか、
國交關係の如何ということが政治的の
面から多少いろいろ差はあると思ふの
であります。原則としては、そういう
場合にその國の政府の援助という
ことは期待できる。そうしてそれに対
して日本政府は將來これを支払うとい
ふことになると思ひます。

○高良とみ君 了承いたしました。
もう一つ、送還費は全部本人又はそ
の扶養義務者が支払ふことになつてお
るのであります。それがどうしても
できない場合には、やはり生活保護法

等に転換させるわけに行くのでしよう
かどうか。

○政府委員(大江昇君) これは最後に
どうしても本人が払えないという場合
には、第七條で規定いたしております
るように貸付金債権或いは貸付金債
権といつたしまして、國の法律によつて
結局國がこれを最後は負担することに
なるわけでありまして。

○委員長(佐藤尚武君) ほかに御発言
ございせんか。……質疑は了したよ
うでありますからして質疑は終了し
たものと認めて御異議ございせん
か。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(佐藤尚武君) それでは本案
に対する質疑は結局したものと認めま
す。

○委員長(佐藤尚武君) 次に、在外公
館の名称及び位置を定める法律等の一
部を改正する法律案を議題といたしま
す。質疑のあるかたは順次御発言を願
います。……別に御発言はございま
せんか。別に御発言がないように見え
ますので、質疑は終了したものと認めて
御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(佐藤尚武君) それでは本件
に対する質疑は結局したものと認めま
す。

以上兩件に対する討論採決は次回に
譲ることにいたします。本日はこれに
て散會いたします。

午後四時一分散會

昭和二十八年七月三十一日印刷

昭和二十八年八月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局